

児童扶養手当・母子父子 家庭医療費助成のしおり

～母子父子家庭等のお子さんのために～

てだこ キッズファースト宣言

ここ、浦添市からこどもの幸せを最優先にする
「てだこキッズファースト」を宣言します。



《問合せ先》

〒901-2501

浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市 こどもえがお課

母子父子係 児童扶養手当担当

TEL 098-876-1730 (直通)

窓口受付時間

月～金(年末年始・祝日除く)

8:30～16:00

児童扶養手当の制度について

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や、父母にかわって児童を養育している人に対し、生活の安定と自立を促進するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。(外国人の方も支給の対象です。)

浦 添 市

1. 児童扶養手当の支給要件

次のいずれかに当てはまる児童（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの児童、または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童）を監護している母、監護し、かつ、生計を同じくしている父、また父母にかわって児童を養育している人に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定程度の障がい(別表参照)の状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)がそれぞれ母(父)の申立てにより保護命令を受けた児童
- ⑦父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生んだ児童
- ⑨父母とも不明である児童(棄児など)

※婚姻とは…事実上婚姻関係(同居等)と同様の事情にある場合も含みます。

別表 父(母)の障がいの程度

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ② 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ⑤ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ⑥ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑦ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑧ 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑨ 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑩ 両下肢を足関節以上でかくもの
- ⑪ 体幹の機能にすわっていることのできない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの
- ⑬ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するもの
- ⑭ 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

[備考] 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

請求者及び児童が次のいずれかに該当する場合は手当を受けることができません。

1. 日本国内に住所を有しないとき
2. 児童が、里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
3. 児童が、父(母)と生計を同じくしているとき（ただし、父(母)が障がいの場合を除く）
4. 児童が、父(母)の配偶者に養育されているとき（ただし、父(母)が障がいの場合を除く）

2. 児童扶養手当の手続きと支払い

こどもえがお課の窓口で請求者本人が手続きを行います。代理の方や郵送での受付はできません。審査により認定を受けると、申請した日(所定の書類をすべて提出した日)の翌月分から手当が支給されます。

支給日	支給対象月	備考
1月11日	11月・12月分	*支給日が土・日祝日にあたる場合は直前の金融機関の営業日です。
3月11日	1月・2月分	
5月11日	3月・4月分	*振込通知は行っておりません。 支給日に指定口座の通帳を記帳し、確認してください。
7月11日	5月・6月分	
9月11日	7月・8月分	
11月11日	9月・10月分	

3. 手当額(月額) <令和8年4月1日現在>

対象 児童数	全部支給	一部支給	備考
1人	48,050円	48,040円～11,340円	* 一部支給額は所得に応じて10円単位で減額されます。 * 所得により手当が支給されない場合があります。 * 請求者及び対象児童が受給できる公的年金等の金額や、配偶者が受給できる障害年金等の子の加算額、請求者が受給できる障害基礎年金等の子の加算額が手当額よりも高い場合は、手当の支給はありません。
2人	59,400円	59,380円～17,020円	
3人	70,750円	70,720円～22,700円	
4人	82,100円	82,060円～28,380円	
5人目 以降	1人につき 11,350円	1人につき 11,340円～5,680円	

4. 支給の制限

1月～9月の間に認定請求⇒前々年の所得・扶養親族数適用

10月～12月の間に認定請求⇒前年の所得・扶養親族数適用

■所得制限限度額表

(令和6年11月以降)

扶養親族 の数	本人所得+養育費 ^(※1) の8割+ 非課税所得である公的年金給 付等 ^(※2別添)		扶養義務者(父母、祖父母、兄弟姉妹、 子等のうち最も所得が高い人) ・配偶者・孤児等の養育者 (世帯別にしても実際同居している場合は該当)
	全部支給	一部支給	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
3人以上	1人増すごとに38万円加算		
所得制限 加算額	老人(70歳以上)を扶養 →1人につき10万円加算 16～22歳を扶養 →1人につき15万円加算	老人(70歳以上)を扶養 →1人につき6万円加算 (ただし、扶養親族等が すべて老人の時は1人を除く)	

※1 養育費：児童の父(母)からの養育に必要な費用の支払いとして受ける金品等のことで、養育費の8割は、本人の所得額に加算されます。

5. 各種届出

現況届	受給資格者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出します。現況届を提出しないと11月分以降の手当を受けることができません。また、2年間現況届を提出しないと時効により受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
資格喪失届 (受給資格がなくなるとき)	① 受給者が結婚したとき（事実婚含む）※ひとり親の場合 ② 受給者が児童を監護しなくなったとき ③ 児童を遺棄している父（母）から連絡があったとき ④ 拘禁中の父（母）が出所したとき ⑤ 児童が年齢到達したとき ⑥ 受給者または児童が死亡したとき ⑦ 受給者または児童が日本に住まなくなったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
転出届	市外・県外に転出するとき
公的年金等 受給状況届	受給者及び対象児童が公的年金給付等を受けたり、父又は母に支給される公的年金の加算の対象になったとき
その他の届	氏名・住所・銀行口座・受給者死亡のとき 所得の高い扶養義務者と同居又は別居したとき等
一部支給停止 適用除外届	手当を受け始めてから5年等を経過する受給者は、一部支給停止措置（今までの2分の1の支給）の対象になります。 対象者には、市役所からお知らせが届きますので、一部支給停止適用除外届出書と就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている等を証明できる関係書類を現況届と併せて提出すれば、これまで同様に手当が受けられます。

●届け出をしなかったり、遅れたりすると、手当の支給が遅れたり、また、受けられなくなったりするほか、過払い分の手当を返還していただくこととなりますので、忘れずに提出してください。

●届出に必要な書類については、こどもえがお課までお問合せください。

届出をしないと…

児童扶養手当が 返還になる可能性があります！



次のような場合には、必ず届出を行ってください。

- (例)！ 公的年金を受給できるようになった
 - ！ 婚姻したとき(異性との同居も含む)
 - ！ 対象児童を監護しなくなったとき
 - ！ 受給者や扶養義務者が所得の修正を行ったとき など
- ※ 上記の例以外にも届出が必要となる場合があります。

詳しくはこどもえがお課までご相談ください。



児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として**貴重な税金**をもとに支給しております。その趣旨をよくご理解いただき、正しく届出を行っていただく必要があります。

⚠ 必要な場合は調査を行うことがあります

児童扶養手当法 第29条

(調査)

都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

⚠ 不正な手段で手当を受給した場合は懲役又は罰金に処せられることがあります

児童扶養手当法 第35条

(罰則)

偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。



(※2別添) 児童扶養手当法施行令の改正により、障害基礎年金等を受給する受給資格者については、児童扶養手当の支給を制限する場合の総所得金額について、非課税所得である公的年金給付等を所得税法第35条第3項に規定する公的年金等とみなし、公的年金等控除等を適用して算定した額を他の収入に係る総所得金額に加算することとなる。

総所得金額等合計額

○総所得金額

- ・ 給与所得

(収入金額－給与所得控除額)

- ・ 雑所得

①公的年金等(非課税公的年金給付等を含む)

(公的年金等の収入金額＋非課税公的年金等の収入金額－公的年金等控除額)

②公的年金等以外

(収入金額－必要経費)

- ・ 事業所得 など

○ 退職所得金額

○ 山林所得金額

○ 土地等に係る事業所得等の金額

○ 長期譲渡所得の金額

○ 短期譲渡所得の金額

○ 先物取引に係る雑所得等の金額

○ 特例適用利子等の額、特例適用配当等の額

○ 条約適用利子等の額、条約適用配当等の額

○ 養育費の8割相当額

《参考》公的年金等控除額(～令和元年分)

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額(A)	控除額
65歳未満	130万円未満	700,000円
	130万～410万円未満	$(A) \times 25\% + 375,000$ 円
	410万～770万円未満	$(A) \times 15\% + 785,000$ 円

《参考》公的年金等控除額(令和2年分～)

「公的年金等に係る雑所得」以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額(A)	控除額
65歳未満	130万円未満	600,000円
	130万～410万円未満	$(A) \times 25\% + 275,000$ 円
	410万～770万円未満	$(A) \times 15\% + 685,000$ 円

浦添市母子及び父子家庭等医療費助成事業について

《事業の目的》

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

《対象者》

浦添市に住所があり、健康保険に加入している次の方が対象となります。

1. 母子家庭の母と児童
2. 父子家庭の父と児童
3. 養育者と養育者が養育する父母のいない児童
4. 配偶者が精神または身体に障害がある人と児童

※ 児童は、18歳に達した日以後の3月末まで対象となります。

※ 父と母は、すべての児童が18歳に達した以後の最初の3月末まで対象となります。

○ 受給資格者及び同居の扶養義務者に次表のとおり所得制限があります。

資格を取得後、所得超過となった年度は医療費助成の申請ができません。

扶養親族の数	本人所得＋養育費の8割	扶養義務者・配偶者、孤児等の養育者
0人	208万円	236万円
1人	246万円	274万円
2人	284万円	312万円
3人	322万円	350万円
4人以上	1人増すごとに38万円加算	

○ 児童の定義

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父(母)が死亡した児童
- 3 父(母)が児童扶養手当法施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父(母)の生死が明らかでない児童
- 5 父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- 6 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 7 父(母)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による命令(母(父)の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- 8 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 9 「8」に該当するかどうか明らかでない児童

《届出の義務「市役所窓口で届出が必要な場合」》

- 1 現況届 毎年8月1日～31日(児童扶養手当を受けていない場合は7月1日～31日)
- 2 婚姻したとき(内縁関係、交際相手からの援助や自宅への行き来がある場合等含む。)
- 3 児童を養育、監護しなくなったとき
(児童の施設入所・里親委託・児童の婚姻も含む。)
- 4 市外に転出するとき
- 5 加入している健康保険(社会保険、国民健康保険等)に変更があったとき
- 6 住所や氏名が変わったとき
- 7 他の医療費制度の対象となったとき(重度心身医療、生活保護など)
- 8 新たに扶養義務者と同居するようになったとき
- 9 所得の修正申告をしたとき(同居の扶養義務者も含む。)
- 10 その他対象者に何らかの変動があったとき

※ 届出がない場合、助成ができない場合や返還金が発生するおそれがあります。

《給付の方法》

1 病院で受診及び支払い

病院受診の際は「受給資格者証」と保険情報が確認できるものを提示の上、自己負担額を支払ってください。

自動償還制度が利用できた領収書の場合、これで手続きが完了となり、窓口への領収書の提出が不要となります。

制度が利用できない場合、下記「2 支給申請書の提出」の手続きが必要になります。

- 自動償還制度が利用できない場合
 - ・ 沖縄県外で受診した場合
 - ・ 自動償還を導入していない医療機関で受診した場合
 - ・ 受給資格者証を提示せず受診した場合
 - ・ 針灸、整骨院、あん摩、柔道整復等の場合

2 支給申請書の提出（自動償還制度が利用できない場合）

「医療費の領収書」「受給資格者証」「保険情報が確認できるもの」をご持参のうえ、市役所窓口（こどもえがお課）で診療日の翌月以降、2年以内に申請してください。

※領収書は、次の項目が記載されているものを提出していただく必要があります。

・ 受診者氏名 ・ 診療年月日 ・ 保険点数 ・ 領収金額 ・ 発行者名、発行者印
中学校修了時前までの通院・入院は、こども医療費助成の対象となります。

3 助成金の支払

次のとおり指定口座に振り込みします。

- 自動償還制度の場合 病院で受診及び支払いした月の2か月後末日
- 支給申請書提出の場合 提出した月の翌月末日

振込日が土日・祝祭日に当たる場合はその前日となります。

振込通知は行っておりませんので、預金通帳を記帳の上確認してください。

《助成の範囲》

○ 有効期間開始日について

受給資格者証の交付申請日（他市町村で証の交付を受けていた場合は転入日）

○ 各保険診療に係る自己負担分から一部負担金を除いた額が対象となります。

※一部負担金 通院：1人1か月1診療機関（調剤薬局含む）につき1,000円
入院：なし

○ 助成対象外となる医療費について

- 1 医療保険者（社会保険、国民健康保険等）から給付を受けることができる医療費
- 2 保険適用とならない（健康診断、人間ドック、予防接種、診断書等）医療費
- 3 その他制度（こども医療、重度心身医療等）で給付を受けることができる医療費
- 4 学校の管理下のケガ等で災害共済給付を受けることができる医療費
- 5 入院時の食事療養費等

ひとり親家庭を応援します！

いずれも事前相談、
申請が必要となります。

日常生活支援

日常生活支援員（ヘルパー）を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝いをします。

- ・ 母（父）や児童がケガをしたとき
- ・ 母（父）の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動（一時的なもの）
- ・ 冠婚葬祭、出張、学校行事

年間24回まで
ご利用できます

所得に制限は
ありません

母子及び父子並びに寡婦福祉資金

ひとり親世帯を対象とした貸付事業です。審査に3ヵ月程かかりますのでお早目にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士などの資格取得のために、6ヵ月以上学校に通う方へ生活の負担軽減を図るため月10万円（課税世帯は月7万500円）を支給します。

*審査会において、予算の範囲内で支給の可否を決定します。必ず受給できるものではありません。

自立支援教育訓練給付金

資格取得のための教育訓練を受ける場合、受講終了後に受講料の一部を支給します。

高卒程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親と子を対象に高卒程度認定試験合格のために受講する講座の費用の一部を支給します。

公正証書等作成費補助金

養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用を支給します。

養育費等弁護士法律相談

養育費の取り決めなど養育費に関することを弁護士に無料で相談できます。

【お問い合わせ】 浦添市役所 こどもえがお課 母子父子係
TEL : 098-876-1730(直通)

母子生活支援施設 うらわ

地域の子育て支援

ショートステイ

児童を養育している家庭の保護者が一時的に養育が困難となった場合にお子さんをお預かりする事業です。

対象者：市内在住の2～12歳までの児童
期間：7日以内

課税区分	1日1人当たり
(1)生活保護世帯	無料
(2)市民税非課税世帯	1,100円
(3)その他の世帯	2,800円

緊急一時保護

緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合の事業です。

対象者：市内在住の18歳以下の児童と母

※ひとり親世帯・保護者が障がいをもつ世帯等は、課税区分(3)の場合は(2)が、(2)の場合は(1)が適用されます。

保育機能強化事業

地域の保育所に入所していないひとり親家庭の児童を対象に6ヵ月を限度に保育サービスを実施しています。保護者の就業による自立を支援することを目的としています。※定員を超えた場合はご利用できないことがあります。

課税世帯（ひとり親世帯以外）	3歳未満	6,580円
上記以外の世帯	3歳未満/3歳以上	0円

子どもの生活・学習等支援事業

児童扶養手当受給世帯の小学1年生から高校3年生を対象として、放課後等に生活習慣の習得支援や学習支援を行っています。

※利用料金は発生しません。

定員を超えた場合等でご利用できないことがあります。

浦添市母子生活支援施設 うらわ

〒901-2127

沖縄県浦添市屋富祖2-5-14

TEL/098-877-8051

